

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(6表)及び年度報(48表)とする。

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係(こども家庭庁所管)、母子保健関係(こども家庭庁所管)、児童扶養手当関係(こども家庭庁所管)、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	△
計数がない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 令和6年能登半島地震の影響により、本概況5頁の6(2)民生委員の活動状況のうち令和5年度の計上については、石川県の一部を除いて集計した数値である。

(4) 児童福祉関係の一部の結果については、現在作業を進めているところであり、令和7年3月に公表することを予定している。